
平成30年4月(第1回)
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 平成30年4月25日(水) 午前10時00分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティーセンター婦人研修室

3. 出席委員 (16名)

委員	1番	坂口利邦
委員	2番	内倉孝子
委員	3番	富永浩二
委員	4番	白田利秋
委員	5番	中嶋睦巳
委員	6番	中村重治
委員	7番	上岡ヒトミ
委員	8番	永野易美
委員	9番	大窪輝則
委員	10番	藤井勇次
委員	11番	福田智浩
委員	12番	中西政治
委員	13番	冷水正行
委員	14番	吉永良行
委員	15番	福園幸雄
会長	16番	鶴岡和喜

4. 欠席委員 なし

5. 議事録署名委員 1番 坂口利邦 2番 内倉孝子

6. 議 題 議案第 1号 農地法第3条許可申請の件について
議案第 2号 農地法第5条許可申請の件について
議案第 3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画案の件について

7. 協議・報告 1 農地利用集積計画の解約について
2 あっせん委員の選任について
3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について

8. その他 1 農地の総点検活動アンケート調査関係について

9. 農業委員会事務局職員

事務局長	有田 稔
次 長	一松 敬一
係 長	有留 幸弘

10. 会議の概要 会議の概要は次のとおり

第 1 回定例総会 会議の概要

【午前 10 時 00 分 開会】

事務局	<p>定刻になりましたので始めたいと思います。ご起立をお願い致します。</p> <p>只今より、平成 30 年度肝付町農業委員会第 1 回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」</p> <p>御着席ください。</p> <p>本日の出席委員は 16 名中 16 名です。会議規則第 17 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会議規則第 15 条の規定により、議長は会長が務めることになっていきますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長をお願い致します。</p>
議長	<p>冒頭あいさつあり～。</p> <p>議事に入ります。</p> <p>それでは、議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>議事録署名委員の指名を行います。 本日の議事録署名委員は、1 番の坂口委員と 2 番の内倉委員をお願い致します。本日の議題は、議案第 1 号から議案第 3 号まであります。報告協議が 1 から 3 番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は記載のとおりです。</p> <p>それでは、議事に入りたいと思います。1 ページをお開きください。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第 3 許可申請は 3 件であり、全て所有権移転で、売買が 2 件、贈与が 1 件となっています。</p> <p>贈与の 1 件は、田が 1 筆 331㎡、畑が 4 筆 3,108㎡で、売買の 2 件は、田が 5 筆 3,122㎡、畑が 1 筆 636㎡であります。</p> <p>整理番号 1 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が、北方字〇〇 〇〇〇番〇外 4 筆で、田が 1 筆 331㎡、畑が 4 筆 3,108㎡です。</p> <p>整理番号 2 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇外 4 筆で田が 5 筆 3,122㎡です。</p> <p>整理番号 3 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が 1 筆 636㎡です。</p> <p>以上 3 件の申請については、いずれの受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積、地域調和要件など農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。以上で説明を終わります。</p> <p>審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>只今、事務局より説明がありましたが、1 番から 3 番まであります。お目通し下さい。</p> <p>それでは、1 番から 3 番までの件について審議します。異議意見等ありませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>

議 長	<p>それでは、異議なしということですので、議案第1号農地法第3条許可申請の件、1番から3番までは、提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>2ページをお開きください。議案第2号 農地法第5条許可申請の件「5-30-1」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-30-1」について、ご説明致します。</p> <p>譲受人が、〇〇市〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号の〇〇(株)代表取締役 〇〇〇〇さんで、譲渡人が、肝付町前田〇〇〇番地〇の〇〇〇〇さん外1名です。申請地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番外5筆で、田が5筆計2, 395㎡、畑が646㎡となっています。転用目的が太陽光発電施設にしたいということで、転用事由は、申請地は日照条件良好な場所にあるため、太陽光発電施設を設置したいということで申請ができています。</p> <p>農地の区分は、ここは少し複雑になりますけれども、申請地の約3分の2の南側が都市計画地域内の用途地域内農地で、こちらについては第3種農地に該当となり、残り北側の3分の1程度が第2種農地の市街地近接農地に区分されることとなります。場所につきましては、下の見取り図にありますように、〇〇がありますけれども、旧鉄道線を左に曲がりまして、そこから100mほど行ったところが申請地になっております。配置図につきましては、右にありますとおりに、この敷地内すべてに848枚のパネルを設置するというので、周りにつきましては、排水の側溝を設けまして、途中溜マスを設置しまして、北側に水路と書いてありますけれども、その水路の方に流すということで申請が出ております。この水路は2つに分かれておりますけれども、分かれるところまでは用排水になっております。上の方に分かれているところが用水路で、下の方に分かれているところが排水路となっています。申請地の表面水は立ち合いの時に、用水路の方に流れ込まないよう、必ず表面水は排水路の方に流れこむよう設計をしてもらうよう要請はしてあります。それから、この東側の宅地側についても、境界に何も無いものですから、表面水が宅地の方に流れ込まないように東側のラインについては全てブロックを設けて頂くように要請したところであります。以上のような形で申請が出ております。</p> <p>以上よろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>はい、「5-30-1」について、3名の委員で現地調査をしております。中村委員の方で、現地調査の報告をお願い致します。</p>
中村委員	<p>6番の中村です。議案第2号「5-30-1」について、現地調査の報告をします。</p> <p>只今、事務局の方から場所等について説明いただきましたが、調査員として鶴岡会長、藤井委員、事務局、私、そして申請人の代理人の方が来ていらっしゃいましたので現地を見たわけですが、この場所はこの地図ではちょっと分かりにくいところもあるわけですが、青く塗ってあるこの場所は、高低差がちょっとあるのですよね、向かって左の方はちょっと道路沿いの方が低く、右側の方は少し高くなっています。ここは昔鉄道の軌道敷で、今舗装になっておりますけれども、場所的には入り口とか何も問題は無いわけですが、右側に施設の配置図がありますが、右上の方に田んぼと水路の表示が書いてありますけれども、ここは排水をする過程で田んぼに水をかける仕切りがあるものですから、申請地からの排水については、その仕切りより下の方に流すことをお願いしました。場所的には調査した限りでは何ら問題は</p>

中村委員	ないと思いました。ご審議の程をよろしく申し上げます。
議 長	はい、ご苦労さまでした。今、中村委員の報告がありましたけれども、一言付け加えさせていただきますけれども、この場所はもともと田んぼでしたが、畑の646㎡は圃場整備の残土で埋め立てられ、畑に地目変更されたところで、生産性のほとんどない土地ということをつけ加えます。それでは「5-30-1」について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-30-1」については、許可相当との意見書を付して県に進達することに決定しました。 次に3ページをお開きください。 議案第2号 農地法第5条許可申請の件「5-30-2」について、事務局の説明を求めます。
事務局	農地法第5条許可申請の件「5-30-2」について、ご説明致します。 譲受人が、肝付町後田〇〇〇番地〇の〇〇〇〇さん外1名で、譲渡人が、肝付町新富〇〇〇番地の〇〇〇〇さんです。申請地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇の一部、田で476㎡のうち409㎡となっています。転用目的が一般住宅とカーポートを建築したいということで、転用事由は、現在、借家住まいであり、手狭になったため、申請地に持ち家を建築して永住したいということで申請が出ております。農地の区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。場所につきましては、下にありますとおりに、〇〇から350mほど東側へ進みまして、そこを左側に曲がり100mほど進みまして、さらにそこを東側に50mほど行ったところが申請地となっております。配置図につきましては、奥に住宅を建築いたしまして、手前にカーポートを設置するという事です。浄化槽の排水につきましては、南側の道路の南側にある道路側溝に流すということで申請が出ております。以上よろしくお願ひ致します。
議 長	はい、それでは、「5-30-2」について、2人の委員が現地調査されております。どちらかの委員で、現地調査の報告をお願い致します。 はい、中嶋委員。
中嶋委員	5番、中嶋です。「5-30-2」についてご報告申し上げます。4月20日に白田委員、私、事務局2名、そして申請代理人1名立ち合いで現地調査しました。場所は説明がありましたように、〇〇から東側に向かいまして、二つ目の筋を左側に入っていくまして、さらに右に曲がって少し行ったところになります。周りはブロックがされています。排水のことを考えると地盤を少し上げるといことも話が出されました。排水路が土地改良区用の排水路になっていますので、手続きもちゃんとしていただくよう話をしたところです。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。
議 長	はい、ご苦労さまでした。只今、「5-30-2」について現地調査の報告がありましたが、この件について異議、意見等ございませんでしょうか。 はい、永野委員。
永野委員	8番、永野です。西側に残地部分があり分筆されていますよね、ここは将来使われるのですか。
中嶋委員 中嶋委員	ここの右側に、今回永住したいということで申請されたところですが、この土地の奥の方はいま田んぼですけど、今後買って埋め立の計画も立てたいということで、そこだけ残しても、田んぼとしては生産性が低い土地ですので、そこへの通路になるのかと思います。以上です。

議 長	はい、他にありませんか。 異議ありませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	はい、異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-30-2」については、許可相当との意見書を付して県に進達することに決定しました。 次に4ページをお開きください。 つづきまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定」について議題と致します。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定」につきまして説明いたします。 1番の所有権移転ですが、内之浦地区はございませんでした。高山地区で、田が5件、7筆で8,721㎡、畑が1件、1筆で957㎡、計6件の8筆で、9,678㎡です。詳細は5ページをご覧ください。この件につきましては、3月の総会で農地のあっせん申し出があった分で、認定農業者への売買のあっせんが成立した分でありませす。 2番の利用権設定ですが、内之浦地区は新規が、田が17件の36筆で32,445㎡、畑はありません。再設定が、田が5件の9筆で8,530㎡、畑はありません。高山地区は新規設定が、田が35件の51筆で45,634㎡、畑が4件の6筆で6,532㎡、再設定が、田が20件の42筆で30,116㎡、畑が6件の12筆で24,057㎡、肝付町の合計が、田が77件の138筆で116,725㎡、畑が10件の18筆で30,589㎡、田、畑合わせて合計で、87件の156筆で147,314㎡であります。詳細につきましては、内之浦地区が6ページ～7、高山地区が8ページ～11ページに掲載してありますのでお目通しください。以上、よろしくご審議願います。
議 長	所有権移転が6件、利用権設定が内之浦地区22件、高山地区が64件あります。まずは、お目通しのほどよろしくをお願いします。
議 長	はい、それでは、1番の所有権移転の件について審議します。この件について異議意見等ありませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしということですので、1番の所有権移転の6件については、許可することに決定しました。 引き続き利用権設定について、お目通しください。 それでは、先ずは内之浦地区の利用権設定の件から審議します。 異議、意見等ありませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしと言う事ですので、内之浦地区の22件案件について、一括し審議します。異議、意見等ありませんか。
	【異議なしとの声あり】

議 長	<p>それでは異議なしと認め、内之浦地区の利用権設定案件については、提案通りすべて許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして、高山地区の利用権設定の件について審議します。お目通しください。</p> <p>それでは、審議しますが、高山地区の申請案件に委員の関係する案件が数件ありますので、最初に審議します。まずは、高山地区の18番に内倉委員の関係する新規の案件があります。議事参与の制限に当たりますので、内倉委員の退席を求めます。</p> <p>【内倉委員退席】</p>
議 長	<p>それでは、利用権設定の高山地区の18番の件について審議します。異議意見等ありませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>それでは異議なしと認め、高山地区の18番の利用権設定については、提案通り許可することに決定しました。（内倉委員～入室・着席）</p> <p>つづきまして、57番に白田委員の関係する新規の案件があります。議事参与の制限に当たりますので、白田委員の退席を求めます。</p> <p>【白田委員退席】</p>
議 長	<p>それでは、利用権設定の57番の件について審議します。異議意見等ありませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>それでは異議なしと認め、高山地区の57番の利用権設定については、提案通り許可することに決定しました。（白田委員～入室・着席）</p> <p>つづきまして、61、62番に中嶋委員の関係する新規の案件があります。議事参与の制限に当たりますので、中嶋委員の退席を求めます。</p> <p>【中嶋委員退席】</p>
議 長	<p>それでは、利用権設定の61、62番の件について審議します。異議意見等ありませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしと言う事ですので、61、62番の利用権設定については提案どおり承認することに決定しました。（中嶋委員～入室・着席）</p> <p>引き続きお目通しください。</p>
議 長	<p>それでは、高山地区の18、57、61、62番を除くその他の高山地区案件について、一括し審議します。異議意見等ありませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>それでは異議なしと認め、高山地区の18、57、61、62番を除くその他の利用権設定案件の60件については、提案通りすべて許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして、報告協議に入ります。12ページをお開きください。</p> <p>「農地利用集積事業計画の解約について」14件あります。解約理由はそれぞれ、借手の都合、貸手の都合、所有権移転によるものであり、合意による解約が成立したものであります。お目通しをお願いします。意見等はありませんか。</p>
	<p>【なしとの声あり】</p>
議 長	<p>なしとのことですので、「農地利用集積事業計画の解約について」は、報告のとおり承認することにします。</p> <p>13ページをお開きください。 あっせん申し出が5件、出されております。あっ</p>

議 長	せん委員を選任したいと思います。まず、「あー30-1」について事務局の説明を求めます。
事務局	「あー30-1」について説明いたします。 申出人 ○○県○○市○○ ○丁目○○○番○○号 ○○○○さんです。 申し出希望地が 肝付町新富字○○ ○○○番○ 外5筆 地目・面積は 田 6筆計 1, 873㎡ あっせんの種類 貸付希望 希望価格は土地改良費のみ負担希望で、希望期間は5年です。 場所につきましては、○○から北へ200mほど行った所になります。 以上、よろしく願いいたします。
議 長	「あー30-1」のあっせん委員について、地区担当の白田委員と富永委員にお願いいたします。 それでは、つづきまして、「あー30-2」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あー30-2」について説明いたします。 申出人 ○○市○○町○○○番地○ ○○○○さんです。 申し出希望地が 肝付町新富字○○ ○○○番○ 地目・面積は 畑 1, 676㎡ あっせんの種類 譲渡希望 希望価格は周辺相場となっています。 場所につきましては、○○近くにありますが○○から、東へ300mの所を右折し、250mほど行った所になります。 以上、よろしく願いいたします。
議 長	「あー30-2」のあっせん委員について、中嶋委員と白田委員にお願いいたします。 それでは、次に14ページをお開きください。「あー30-3」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あー30-3」について説明いたします。 申出人 ○○県○○市○○ ○-○-○ ○○○○さんです。 申し出希望地が 肝付町前田字○○ ○○○番 地目・面積は 畑 899㎡ あっせんの種類 譲渡希望 希望価格は13万円となっております。 場所につきましては、○○にあります○○から南へ道なりに 900mほど進み左折し200mほどの所になります。 以上、よろしく願いいたします。
議 長	はい、「あー30-3」のあっせん委員を、藤井委員と永野委員にお願いいたします。 つづきまして、「あー30-4」について事務局が説明します。
事務局	「あー30-4」について説明いたします。 申出人 肝付町前田○○○番地○ ○○○○さんです。 申し出希望地 肝付町前田字○○ ○○○番 外4筆 地目・面積は 田 2筆計1, 525㎡、畑 3筆計4, 941㎡ あっせんの種類 譲渡希望
事務局	

	<p>希望価格は12万/10a～15万/10aです。</p> <p>場所につきましては、まず、字〇〇・字〇〇につきましては、あ-30-3で説明いたしました所の付近に、点在しております。字〇〇ですが、〇〇店から北へ100mほどの所に、字〇〇については〇〇から北へ200mほど行った所を右折し350mほど進んだところを右へ100m行った所になります。</p> <p>以上、よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>はい、「あ-30-4」のあっせん委員を、藤井委員と永野委員と私鶴岡でしたいと思えます。よろしくお願い致します</p> <p>つづきまして、「あ-30-5」について事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>「あ-30-5」について説明いたします。</p> <p>申出人 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地 肝付町波見字〇〇 〇〇〇番〇 外6筆</p> <p>地目・面積は 田 7筆計3,345㎡</p> <p>あっせんの種類は 貸付希望</p> <p>希望価格は 15,000円/10aで水利費借手負担の場合、負担分を差し引くとなっています。</p> <p>場所につきましては、字〇〇・字〇〇についてですが、〇〇に〇〇〇の研修所がございますが、付近に点在した所になります。字〇〇については、〇〇の間から東へ70mの所になります。以上、よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>はい、「あ-30-5」のあっせん委員を、坂口委員と内倉委員にお願い致します。</p> <p>以上5件のあっせんにつきましてはよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、つづきまして16ページを開けてください。「農地移動適正化あっせん申し出に係る整理について」を事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>あっせん申し出の未成立分の積み残し等ではありますが、16ページから18ページまで、譲渡、貸付、借受、譲受希望の未成立分が載せてあります。色を付けてあるところが、今回申し出があり、本日あっせん委員を決めて頂いたものであります。また、成立したものは随時外しておりますが、各担当委員で気づかれた点がありましたらお知らせください。なお、まだ未成立分が多く残っているようです。条件の悪いところが殆どかと思いますが、あっせんが成立するようよろしくお願い致します。また、昨年11月にあっせん期間の取り扱いについて、1年間ということで取り決めていただきましたので、1年の期間が過ぎましたら、随時打ち切りの通知を出していきますのでよろしくお願い致します。以上、説明を終わります。</p>
議 長	<p>この件に関しまして何かありませんか。</p>
	<p>【なしという声あり】</p>
議 長	<p>それでは、報告・協議まで終了しましたので、つづきまして、その他に入ります。事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、総点検活動のアンケート調査の関係でお願いをいたします。</p> <p>…資料によりアンケート調査の仕方等について説明…</p>
議 長	<p>只今、総点検活動のアンケート調査の関係のお願いがありましたが、今年いっぱいの調査になりますが、ようよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>その他で、委員の皆さんから何かありませんか。</p>

	「なしという声あり」
議 長	それでは、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、5月24日(木)午前10時の予定としておりますのでよろしくお願いいたします。 それでは、4月の定例総会を以上で終了いたします。

<午前11時40時分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

平成30年4月25日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 坂口 利邦

委 員 内倉 孝子